

# 三田市公共施設包括管理業務委託導入に向けたサウンディング型市場調査実施要領

## 1. サウンディング調査実施の目的

本市では、「三田市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、事業者の皆さんが有する施設管理に対する優れたノウハウ等を取り入れ、適正な施設管理に向けた管理水準の統一と品質の確保、さらには業務の効率化を図るため、従来、施設所管が様々な保守点検項目ごとに個々に発注している維持管理に係る業務について、複数の施設や業務を一括して委託する三田市公共施設包括管理業務委託の導入を検討しています。

そこで、より良い提案をいただける事業者公募を行うため、本事業の市場性の有無や事業者公募における諸条件、さらには各事業者の業務に対するご意見や包括管理に関する考え方等について、事業者の皆さんとの対話を通じて広く意見を求め、今後の事業化の検討に活用させていただきたく、サウンディング調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

## 2. サウンディング調査の概要

### (1) 調査対象業務の概要

- ① 対象施設 約120施設（指定管理者制度導入施設13を含む）  
【別紙1】「包括管理業務委託検討対象施設の委託業務等一覧」参照
- ② 予算規模 全体：約4.9億円／年（保守点検・維持管理・日常小修繕）  
指定管理者制度導入施設を除く場合：約3.5億円／年
- ③ 対象業務 保守点検業務および維持管理業務で約300件  
（指定管理者制度導入施設を除く）  
【別紙1】「包括管理業務委託検討対象施設の委託業務等一覧」参照
- ④ 契約期間 5年6か月（準備期間6か月、業務期間5年）を想定
- ⑤ 業務開始 令和7年（2025年）4月（予定）

### (2) 対話テーマ

- ① 三田市の保有施設数、保守点検および維持管理予算額
- ② 概算事業費等
- ③ 対象用途・対象業務範囲
- ④ 包括管理業務委託事業者の運営等
- ⑤ その他

## 3. サウンディング調査の流れ

### (1) 参加申込み

令和5年7月31日（月）午後5時までに【別紙2】参加申込書をEメールにて「6. 問い合わせ先・書類提出先」へ提出してください。

なお、参加申込をいただいた事業者等の皆様には、効果的なサウンディング調査を実施するため、追加の資料を提供させていただきます。それを踏まえて事前調査シートを作成し、サウンディング実施までにご提出していただきますようお願いいたします。

## (2) 事前調査シートの提出

令和5年8月4日(金)午後5時までに「【別紙3】事前調査シート」をEメールにて「6. 問い合わせ先・書類提出先」へ提出してください。

## (3) サウンディング(個別対話)

- ①個別に非公開で実施いたします。
- ②日時及び場所については、参加申込時の希望日時から随時設定させていただき、参加申込み担当者あてに、Eメールにてご連絡させていただきます。
- ③時間は90分程度を見込んでいます。
- ④会場等の都合上、参加者は最大5名までとさせていただきます。
- ⑤「【別紙3】事前調査シート」以上の提案書等の提出は求めませんが、説明資料が必要な場合は、5部御準備ください。

## (4) サウンディング結果概要の公表

サウンディングの結果概要については、参加事業者の名称、アイデア、ノウハウ等の保護に配慮し、事前に参加事業者に公表内容を確認のうえ、市ホームページにて公表します。

## 4. スケジュール

### (1) 本調査のスケジュール

日程	内容
令和5年6月23日(金)	サウンディング調査実施要領等の公表
令和5年6月23日(金)～ 令和5年7月31日(月)	参加申込書の受付
令和5年7月3日(月)～ 令和5年8月4日(金)	事前調査シートの提出
令和5年8月21日(月) ～23日(水)の3日間	サウンディング(個別対話)実施 ※やむを得ずオンラインによる場合は令和5年8月25日(金)
令和5年9月下旬	サウンディング結果概要の公表

※見学会・説明会は開催しません。

### (2) 事業化スケジュール概要【参考：導入を決定した場合】

日程	内容
令和6年4月～8月	事業者の公募
9月	事業者の決定
10月～3月	事業者準備
令和7年4月	包括管理業務委託開始

## 5. 参加条件等

### (1) 参加資格

- ① 本市の競争入札参加資格登録の有無に関わらず参加できます。ただし、登記関係の証明書、決算書及び受注実績等を確認させていただく場合があります。
- ② 当該事業者又はその代表者等が次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、参加することができません。また、複数の事業者による連合体（グループ）を結成して申請をすることは可としますが、＜グループ申請の要件＞を全て満たす必要があります。

#### ＜欠格事項＞

- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
- イ 国税又は三田市税を滞納している場合
- ウ 施行令第167条の4の規定に該当する者である場合
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）である場合
- オ 本市の市議会議員、その配偶者若しくは同居の親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる団体である場合
- カ 市長又は副市長が法第142条に規定する役員等に相当する者である場合
- キ 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定するこれらと密接な関係を有する者に該当する場合

#### ＜グループ申請の要件＞

- ア グループを構成する全ての事業者が上記欠格事項に該当しないこと。
- イ グループは2以上の事業者（個人は不可）で結成をすること。また、グループにより申請する場合は、必ず代表となる事業者を選定して、代表事業者が諸手続きを行うこと。

### (2) 留意事項

- ① 調査及び調査内容の取扱いについて
  - ・調査への参加実績は、事業者公募等に係る評価の対象となりません。
  - ・調査内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、サウンディング内容は調査時点のものであり、公募条件として約束するものではありません。
- ② 費用負担
  - ・本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ③ 提出書類の扱い・著作権等
  - ・提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、提出した書類の返却は行いません。調査結果は、包括管理業務委託の導入を検討する以外の目的に使用しません。なお、市が、サウンディング結果の公表、事業化の検討以外の目的で、提出書類等を使用することはありません。

- ・市が提供した資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、参加者は、参加に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

④その他

- ・本調査終了後も、必要に応じて追加のヒアリングや文書等による照会をさせていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

## 6. 問い合わせ先・書類提出先

三田市役所 経営管理部 財務室 公共施設マネジメント推進課（担当：<sup>ふ</sup>貴、木戸、濱田）

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号（本庁舎3階）

TEL：079-559-5113（直通） FAX：079-559-1254

Eメール：shisetsu\_manage@city.sanda.lg.jp